

令和元年5月31日

障害児支援事業所 管理者各位

京都市子ども家庭支援課

## 基準条例の改正についてのお知らせ

日頃は、本市の児童福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、本年4月1日付けで「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（以下「基準条例」といいます。）を一部改正し、記録の整備に関して次のとおり定めましたのでお知らせします。

つきましては、条例改正の趣旨を踏まえ、記録の保存や廃棄方法について定めがない事業所におかれましては、速やかに作成し、管理していただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 条例改正の趣旨

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに障害児に対する支援の提供に関する記録の整備について、国が定める基準に加え、本市独自規定として記録の保存方法や廃棄方法等についての規定を設けることにより、事業の適正な運営の確保を図ろうとするものです。

#### 2 条例改正の概要（別紙1参照）

厚生労働省令に規定する事項	新たに定める事項
○ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ○ 障害児に対する支援の提供に関する記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しなければならない。	左記省令の基準に加え、次の4点について定めておくことを義務付ける。 ア 保存の方法及び場所 イ 保存期間 ウ 廃棄の方法 エ その他市長が必要と認める事項

※ 施行期日 平成31年4月1日

#### 3 定めるべき内容

(1) 次の①について、保存方法や保存場所、廃棄の種類、②～⑤についてこれに加えて保存期間を定め、記載してください（別紙2参照）。

##### ①児童に対する支援の提供に関する記録

- サービス提供の記録（支援の提供日、支援の具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項）

例：実績記録票、支援記録、送迎記録簿、欠席対応記録など

- 児童発達支援計画（個別支援計画）
- 身体拘束を行った場合の記録（態様、時間、児童の心身状況、緊急やむを得ない理由）

- 苦情を受けた場合の記録（受付日，内容等）
- 事故発生時の対応記録（事故の状況，事故に際して採った処置）

②従業員の記録

- 賃金台帳，タイムカード又は実際の勤務時間を記録したもの，シフト表，研修記録 など

③設備に関する記録

- 施設整備に関する協議，契約に関する書類，設置日や費用がわかる書類など  
例：新築，増改築，補修に関する書類など

④備品に関する記録

- 備品の購入に関する書類，納品書，請求書，領収書など  
例：大型キャビネット，電化製品，電子機器など

⑤会計に関する記録

- 保護者や業者との金銭の授受に関する記録，資産・債権債務に関する記録，国保連への請求や過誤に関する記録 など

(参考)

定める事項	記載内容の例
保存方法	・綴じ方（児童毎に保存，年度毎に保存 など） ・記録媒体の種類（データで管理，紙に印刷し管理 など）
保存場所	倉庫の場所，キャビネットの管理番号，保存パソコンの管理番号 など
廃棄の種類	シュレッダーで裁断，溶解処分，雑がみとして廃棄，データ削除，データ消去ソフトにより消去 など
保存期間	上記①は5年間，上記②の労務関係に関するものは法定年限（3年間），その他は任意の期間を定める。

(2) 保存方法，保存場所，廃棄の種類，保存期間についての管理方針は，事業所ごとに定めることとし，管理方針をまとめた書面を必ず事業所内に保管してください。管理方針は，実地指導や監査の際に提示を求めることがあります。

#### 4 期限等

事業所の指定時期により，次の期限までに必要な内容について定めてください。

指定時期	期限
通知発出日にすでに事業を行っている事業所	令和2年3月31日まで
通知発出日以降に指定を受ける事業所	指定日時点

(参照)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

(記録の整備)

第54条 指定児童発達支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は，障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- (1) 第21条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第35条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第44条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第52条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

(記録の整備)

第51条 指定福祉型障害児入所施設は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は，障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入所支援計画
- (2) 第15条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 第32条の規定による都道府県への通知に係る記録
- (4) 第41条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 第47条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第49条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録